平成２６年（フ）第１９７２号
大阪府八尾市桂町６丁目32番地の50　岡方、前住所大阪府東大阪市瓜生堂１丁目７番25号
債務者　松浦　幸一
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４７号
大阪府吹田市江坂町２丁目３番30―508号
債務者　畑中みゆき
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７８号
大阪市住吉区墨江２丁目３番61号コスモレジデンス墨江５Ｇ号
債務者　齋藤　清範
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８４号
大阪府茨木市鮎川１丁目３番23号　パル小山201号
債務者　田村　　玲
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０３号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ16―408
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２０号
大阪市西成区玉出西２丁目５番５号　幸福マンション103号
債務者　金子　　満
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８３号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―801号
債務者　天野　典子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８５号
大阪市此花区西九条１丁目６番15号
債務者　山盛　康行
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番16―406号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町龍田西４丁目８番28号
債務者　出合　豊二
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４４７号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目３番16号　サンハイツ天野Ｉ102号
債務者　西岡　節生
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
千葉県富里市七栄651番地491　グリーンハイツ203
債務者　二夕見英則
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７１号
千葉県四街道市栗山1052番地375　クレスト93―103号室
債務者　梅澤　栄次
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７３号
千葉県白井市南山１―９―10―405　甲斐方、住民票上の住所千葉市若葉区大宮町862番地ファーストハイツ205号
債務者　伊東　　綾
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７４号
千葉県富里市七栄646番地615　伊丹コーポラス203
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７６号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井175番地６　シティハイツ石渡202
債務者　稲葉明須香
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８９号
千葉県八街市富山1314番地3263
債務者　吉岡　美幸
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４５号
三重県伊勢市常磐３丁目６番22号
債務者　鈴幣　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係